

議案第 6 号

野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

## 野田市条例第 号

### 野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

野田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年野田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2条を次のように改める。

#### 第2条 削除

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、後期高齢者医療の被保険者に関する規定を整備しようとするものである。

野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市後期高齢者医療に関する条例 (平成20年野田市条例第7号)

改 正 案	現 行
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第2条 削除</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の徴収の特例)</p> <p>第2条 平成20年度における被扶養者であつた被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であつた被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、第4条第1項に規定する納期のうち第1期から第3期までの間は徴収を行わず、第4期から徴収を開始する</p>

ものとする。

2 平成 20 年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第 4 条第 2 項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10 月 1 日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

議案第 7 号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例の制定について

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条  
例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例

(野田市手数料条例の一部改正)

第1条 野田市手数料条例(昭和51年野田市条例第4号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表の7の14の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 野田市都市公園設置及び管理に関する条例(昭和51年野田市条例第  
23号)の一部を次のように改正する。

第2条の4の次に次の1条を加える。

(公園施設に関する制限)

第2条の5 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の  
50とする。

第17条の2中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

(野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成6  
年野田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2台町東地区地区整備計画区域の項沿道地区Bの目第5号中「別表  
第2(り)項第2号」を「別表第2(ぬ)項第2号」に改め、同目第6号中「別  
表第2(り)項第3号」を「別表第2(ぬ)項第3号」に改め、同目第7号中「  
別表第2(り)項第4号」を「別表第2(ぬ)項第4号」に改め、同表船形地区  
地区整備計画区域の項工業地区Cの目第15号中「別表第2(り)項第2号」  
を「別表第2(ぬ)項第2号」に改め、同目第16号中「別表第2(り)項第3  
号」を「別表第2(ぬ)項第3号」に改め、同表野田市駅西地区地区整備計画  
区域の項商業地区の目第7号中「別表第2(ち)項第3号」を「別表第2(り)  
項第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条中野田市都市公園設置及び管理に関する条例第17条の2の改正規定は、公布の日から施行する。



## 提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の制限に関する規定を整備するほか、関係条例について所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和51年野田市条例第4号) (第1条関係)

改 正 案		現 行	
別表(第2条第1項) 7 建築関係手数料		別表(第2条第1項) 7 建築関係手数料	
手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)	手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)
(略)		(略)	
14 建築基準法第8条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円	14 建築基準法第8条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(略)		(略)	

○ 野田市都市公園設置及び管理に関する条例 (昭和51年野田市条例第23号) (第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(公園施設に関する制限)</p> <p>第2条の5 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>100分の50</u>とする。</p> <p>第17条の2 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、市長とみなす。</p>	<p>第17条の2 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、市長とみなす。</p>

○ 野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成6年野田市条例第17号) (第3条関係)

改 正 案			現 行		
別表第2(第5条)			別表第2(第5条)		
(ア)	(イ)	(ウ)	(ア)	(イ)	(ウ)
区域の名称	地区の名称	建築物の用途の制限	区域の名称	地区の名称	建築物の用途の制限
(略)			(略)		

台町東	(略)	
地区地	沿道地	1~4 (略)
区整備	区 B	5 建築基準法別表第 2(ぬ) 項第 2 号に掲げるもの
計画区		6 建築基準法別表第 2(ぬ) 項第 3 号に掲げるもの
域		7 建築基準法別表第 2(ぬ) 項第 4 号に掲げるもの
	(略)	
	(略)	
船形地	(略)	
区地区	工業地	1~14 (略)
整備計	区 C	15 建築基準法別表第 2(ぬ) 項第 2 号に掲げるもの
画区域		16 建築基準法別表第 2(ぬ) 項第 3 号に掲げるもの
		17 (略)
	(略)	
	(略)	
野田市	商業地	1~6 (略)
駅西地	区	7 建築基準法別表第 2(り) 項第 3 号に掲げるもの
区地区		8・9(略)
整備計		(略)
画区域	(略)	
	(略)	
台町東	(略)	
地区地	沿道地	1~4 (略)
区整備	区 B	5 建築基準法別表第 2(り) 項第 2 号に掲げるもの
計画区		6 建築基準法別表第 2(り) 項第 3 号に掲げるもの
域		7 建築基準法別表第 2(り) 項第 4 号に掲げるもの
	(略)	
	(略)	
船形地	(略)	
区地区	工業地	1~14 (略)
整備計	区 C	15 建築基準法別表第 2(り) 項第 2 号に掲げるもの
画区域		16 建築基準法別表第 2(り) 項第 3 号に掲げるもの
		17 (略)
	(略)	
	(略)	
野田市	商業地	1~6 (略)
駅西地	区	7 建築基準法別表第 2(ち) 項第 3 号に掲げるもの
区地区		8・9(略)
整備計		(略)
画区域	(略)	
	(略)	

議案第 8 号

野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
る条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成29年野  
田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表野田市心身障がい者福祉作業所の項中 「 38人 」 を

「 40人 」 に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 提案理由

野田市心身障がい者福祉作業所の利用の実態を踏まえ、定員の規定を改めようとするものである。

参考資料

野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案  
新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成29年野田市条例第12号）

改 正 案			現 行		
(名称、位置及び定員) 第2条 福祉作業所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び定員) 第2条 福祉作業所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
野田市心身障がい者福祉作業所	(略)	<u>40人</u>	野田市心身障がい者福祉作業所	(略)	<u>38人</u>
(略)			(略)		

議案第 9 号

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例（昭和47年野田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第55条」の次に「又は第55条の2」を加え、同条第3号中「又は第55条」を「、第55条又は第55条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、助成金の受給資格者に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例 (昭和47年野田市条例第6号)

改 正 案	現 行
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により助成金の支給を受けることのできる者(以下「受給資格者」という。)は、重度心身障がい者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者及び重度心身障がい者になったときの年齢が65歳以上である者は除く。</p> <p>(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受けた他の市町村の国民健康保険の被保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条又は第55条の2の規定の適用を受けた他の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の被保険者を除く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条、<u>第55条</u>又は第55条の2の規定の適用を受けた本市が加入する後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の被保険者のうち市長が認めたもの</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により助成金の支給を受けることのできる者(以下「受給資格者」という。)は、重度心身障がい者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者及び重度心身障がい者になったときの年齢が65歳以上である者は除く。</p> <p>(1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受けた他の市町村の国民健康保険の被保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定の適用を受けた他の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の被保険者を除く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条<u>又は第55条</u>の規定の適用を受けた本市が加入する後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の被保険者のうち市長が認めたもの</p> <p>(4) (略)</p>

議案第 10 号

野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例（昭和47年野田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市条例第7号)

改 正 案	現 行
<p>(業務)</p> <p>第4条 こだま学園の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関すること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第4条 こだま学園の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関すること。</p> <p>(4) (略)</p>